

## 横浜市青少年施設条例の一部改正及び横浜市一般会計補正予算（第 2 号）（関係部分）について

## 1 趣旨

横浜市青少年交流センターについては、耐震診断において「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされていることから、横浜市耐震改修促進計画における耐震化の期限である平成 27 年度末をもって廃止します。

これに伴い、横浜市青少年施設条例（昭和 39 年 3 月 21 日横浜市条例第 16 号）の一部を改正します。

なお、利用状況及び利用者意見をふまえ、必要な機能を継続できるよう、代替策を実施します。

## 2 代替策の内容（案）

青少年の健全な育成を図るため、青少年の居場所や活動の場の提供など、青少年の健やかな成長を支援し、社会参画に向かう力を育成するための事業等を補助事業として実施します。

なお、実施する事業については、青少年の地域活動拠点事業と類似性が高いことから、地域活動拠点の機能を有するものとしても位置付けます。（「参考 2」を参照）

## (1) 事業名

青少年の交流・活動支援事業

## (2) 実施時期

平成 28 年 4 月 1 日（予定）

## (3) 実施内容

ア 青少年が交流する機会を提供する事業

イ 青少年の体験機会や活動の場を提供する事業

ウ その他の市民の活動を支援する事業

## (4) 実施場所

ア 現施設の周辺において、民間ビルの借上げにより実施します。

イ 床面積は原則として約 500 ㎡とします。

ウ 次に掲げる機能を確保します。

(7) 青少年の居場所機能

(イ) 会議・研修機能

(ウ) スタジオ機能

## (5) 運営団体

運営団体を公募し、応募した団体の中から選定を行います。

## (6) 実施手法

運営団体が補助事業として内装工事等の準備を行い、事業を運営することとします。

## (7) 事業の対象者

事業の対象者は、青少年を中心としますが、その他の世代も対象とすることができるものとし、異世代間の交流を促進します。

## 3 横浜市青少年施設条例の一部改正について（市第 52 号議案）

## (1) 条例改正の内容

「横浜市青少年交流センター」の廃止に伴い、横浜市青少年施設条例（昭和 39 年 3 月 21 日横浜市条例第 16 号）の一部を改正し、「横浜市青少年交流センター」に関する規定を削ります。

## (2) 青少年交流センター廃止の理由

ア 耐震診断において、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされており、「横浜市耐震改修促進計画」では、新耐震基準に対応していない建物について、平成 27 年度末までに耐震補強、建て替えや移転等の対応を図ることとしています。

イ 設置後 45 年（竣工：昭和 45 年 8 月）が経過し、施設や設備等の老朽化が進んでおり、耐震・改修や改築に係る費用が高額です。

ウ 施設廃止後の対応として、代替策を実施することとし、青少年の居場所や活動の場の提供など、必要な機能を精査し継続していきます。なお、一般利用についても配慮します。

## 4 平成 27 年度横浜市一般会計補正予算（第 2 号）（関係部分）について（市第 85 号議案）

## (1) 補正予算の必要性

利用者の皆様への影響を最小限に抑えるため、代替策については、青少年交流センター廃止後、切れ目なく実施する必要があります。28 年 4 月から事業を実施するためには、27 年度中に運営団体の選定、実施場所の決定、内装工事等を完了しなければならないことから、事業実施の準備に係る経費を補正予算として上程します。

なお、利用者の皆様からも、代替策を切れ目なく実施してもらいたいという意見を多くいただいています。

## (2) 補正予算額

40,140 千円

<内訳> 内装工事費、初度調弁費等

## 5 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
平成 27 年 10 月～11 月中旬	運営団体の選定、実施場所の決定
平成 27 年 11 月中旬～28 年 3 月	実施場所における内装工事等
平成 28 年 3 月 31 日	横浜市青少年交流センター廃止
平成 28 年 4 月 1 日～	青少年の交流・活動支援事業の実施

※進捗状況については、随時、利用者の皆さまに情報提供します。（館内掲示等）

## 6 これまでの経過

平成 27 年 3 月 常任委員会説明（横浜市青少年交流センターについて：平成 27 年度末をもって同建物における運営の終了、民間ビル借上げ等による代替策の実施）

平成 27 年 4 月 利用者への施設閉館のお知らせ（アンケート及び利用者説明会）

平成 27 年 5 月 常任委員会説明（横浜市青少年交流センターの施設閉館に伴う代替策における必要な機能等）

【参考1】現施設と代替策について

	青少年交流センター	青少年の交流・活動支援事業
根拠	青少年施設条例	事業実施要綱等
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の育成及び交流活動</li> <li>・市民の青少年の育成に関する取組に対する支援</li> <li>・青少年の育成に関する相談及び情報の提供 等</li> </ul>	<p>青少年の健全育成を図るため、以下の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年が交流する機会を提供する事業（居場所、相談、異世代交流）</li> <li>・青少年の体験機会や活動の場を提供する事業（地域の協力を得た体験活動の実施や青少年の活動の支援）</li> <li>・その他の市民の活動を支援する事業（一般利用の継続をふまえ、大人と青少年の交流の促進を図る）</li> </ul> <p>※青少年の地域活動拠点事業の事業内容を含むものとする。</p>
機能	青少年の居場所機能	青少年の居場所機能
	会議・研修機能	会議・研修機能
	スタジオ機能	スタジオ機能
	スポーツ機能	
	その他（和室・料理室）	
床面積	1,278 m <sup>2</sup>	約 500 m <sup>2</sup>

【参考2】青少年の地域活動拠点事業の概要

- 1 目的
 

中・高校生世代を中心とした青少年が、安心して気軽に集い、様々な体験や交流を行うことを目的として実施
- 2 事業内容
 

地域の支援や協力を得ながら、次の内容の事業を実施する。

  - (1) 中・高校生世代を中心とした青少年が気軽に集い、自由に活動する場の運営
  - (2) 中・高校生世代を中心とした青少年が、仲間や異世代と交流する機会の提供
  - (3) 中・高校生世代を中心とした青少年を対象とした、地域資源を活用した社会参加プログラムの実施
  - (4) 青少年育成に取り組む支援者の情報交流やネットワークづくり及び人材育成
  - (5) 主に中・高校生を対象とした学習支援等
  - (6) その他、本市が必要と認める事業

※(1)～(3)が必須事業
- 3 床面積
 

100～200 m<sup>2</sup>

※交流スペースが基本となりますが、スタジオや会議室を設置する場合があります。
- 4 事業開始年度
 

平成 19 年度
- 5 その他
 

現在 5 区に設置（南区、保土ヶ谷区、金沢区、都筑区、栄区）